

# 浦安市少年野球連盟規約

## 第1章 総 則

- 第1条 本連盟は、浦安市少年野球連盟(以下、連盟)と称し、浦安市野球協会に属する。
- 第2条 連盟は、事務所を浦安市教育委員会に置く。

## 第2章 目的および事業

### (目 的)

- 第3条 連盟は、少年野球の興隆発展に努め、青少年の健全な育成及び体位の向上と相互の親睦を図ることを目的とする。

### (事 業)

- 第4条 連盟は、前条の目的を達成する為に、次の事業を行う。
- (1) 少年野球大会の開催及び後援
  - (2) 青少年、指導者の野球技術向上の為の講習会等の開催
  - (3) その他、目的を達成する為の必要な事業の実施

## 第3章 会 員

### (会 員)

- 第5条 連盟の会員は、所定の登録手続きを完了し、登録認定を受けた軟式少年野球クラブチーム(以下、構成会員)とする。

## 第4章 登録資格

### (登 録 資 格)

- 第6条 構成会員は、浦安市内に居住する小学生の少年少女(以下、選手)と、浦安市内に居住または勤務する満20歳以上の成人による代表者または責任者により編成されたチームであること。
- 第7条 構成会員は、新規加盟時および年度更新時に、責任者・指導者・選手の登録手続きを行い、所定の登録費(年間15,000円)を連盟に納めること。登録費が未納の場合は、連盟への加盟を認めない。
- 第8条 登録選手は、全て保護者の了解のもとに登録し、その安全と健康の管理から財団法人スポーツ安全協会傷害保険に加入すること。
- 第9条 選手・指導者の新加入や、構成会員間の異動により登録内容に変更が生じた場合は、速やかに所定の登録申請の手続きを行うこと。  
尚、構成会員間の引き抜き行為等を防ぐため、高学年(5・6年生)選手のチーム移籍については、双方構成会員の代表者・責任者の了承を得た上で、円滑に進めなければならない。

## 第5章 役員

### (役員)

第10条 連盟に、以下の役員を置く。

会長1名、副会長2名、理事長1名、事務局長1名、会計部長・副部長各1名、事業部長1名、審判部長・副部長各1名、監事2名を置き、常任理事とする。

また、構成会員より推挙された数名の理事を置き、常任理事と合わせ、計20名程度の役員を置く。

なお、会長は、自らの推薦により、顧問を委嘱することができる。

第11条 役員は、役員会において選出し、総会の承認を得て改選するものとする。役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第12条 会長及び副会長は、総会で推挙する。

(1) 会長は、連盟を代表し会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時は、その職務を代行する。

第13条 事務局長、会計部長、会計副部長、事業部長は、会長が指名し、総会の承認を得るものとする。

各部局長が欠けた場合は、会長が指名し、役員会において代行を決定し代理する。

(1) 事務局長は、連盟の事務局を担当する。

(2) 会計部長は、連盟の財政を担当し、会計副部長はその補佐、代行を担当する。

(3) 事業部長は、連盟の諸事業の企画・運営、設備管理に関する業務を担当する。

第14条 理事長、監事は、理事からの互選とし、総会の承認を得るものとする。

理事長、監事が欠けた場合は、役員会において代行を決定し代理する。

(1) 理事長は、連盟すべての業務に関する連絡調整を行い、諸事業および各役員との調整に関する業務を担当する。

(2) 監事は、連盟の財政状況を監査し、総会においてその報告を行う。

第15条 審判部長、審判副部長は、審判部からの推挙とし、総会の承認を得るものとする。

審判部長が欠けた場合は、審判部会において代行を決定し代理する。

(1) 審判部長は、連盟が開催する大会及び講習会において審判に関する業務を担当し、審判副部長はその補佐、代行を担当する。

第16条 その他、他管・他団体へ派遣する渉外担当役員を、常任理事会の承認を得た上で置くことができる。

(1) 千葉県少年野球連盟事務局員(事業部・総務部・審判部)

(2) 千葉県スポーツ少年団事業担当

(3) その他、連盟の目的を達成するために必要な事業担当

## 第6章 会議

### (会議)

第17条 連盟の会議は、総会・役員会・常任理事会・責任者会議とする。

第18条 構 総会は、連盟の最高意思決定機関であり、構成会員の代表者 1 名及び役員により

成し、議事は構成会員代表者の過半数の出席をもって、決する。

第19条 総会は、毎年1回定時に招集する。会長が必要と認めた時は、臨時に招集することができる。

第20条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 年間事業並びに収支決算報告
- (2) 年間事業計画並びに収支予算承認
- (3) 役員を選出および承認
- (4) 規約の改定
- (5) その他、必要な事項

第21条 役員会、常任理事会は、第5章第10条の役員、常任理事で構成し、会長が必要に応じ招集し、その議長となる。

役員会、常任理事会は、役員の出席者の過半数をもって決するが、常任理事会で議決された重要な事項については、役員会において承認を得るものとする。

第22条 責任者会議は、連盟が開催する大会前に、会長が浦安市少年野球大会特別規則（以下「大会規則」という。）に基づき構成会員の責任者を招集し、大会運営に関する事項を、報告、審議決定する。

第23条 その他、連盟の目的を達成する為に必要な事業や大会を実施するため、必要に応じて各種委員会等を、役員会の承認を得た上で設置することができる。

## 第7章 会 計

### (会 計)

第24条 連盟の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

- (1) 会計年度に余剰金がある時は、翌年に繰り越す。

第25条 連盟の経費は、登録費、大会参加費、協会補助金、寄付金及びその他の収支をもって支弁とする。

連盟活動に係る役員の経費(交通費など)は実費精算とし、連盟会計が負担する。但し、他管主催団体等より支給された経費がある場合は、その相当額を除くものとする。

第26条 会長は、毎会計年度歳入出予算を編成し、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 組 織

### (組 織)

第27条 連盟の事業を遂行するため次の部局を置き、それらは、部局長、副部局長、担当する役員等で構成する。

- (1) 事務局
- (2) 会計部
- (3) 事業部
- (4) 審判部
- (5) その他、会長が必要と認めた部局

第28条 部局長の選任は、第5章第13条および第15条に則り行う。

第29条 部局は、次の通り職務を分掌する。

- (1) 事務局は、連盟の規約を所管し、会議等の招集案内、進行補佐、記録の保持や、事務連絡その他の事務を遂行する。
- (2) 会計部は、連盟の資金・資産管理等、財政全般(計画・決算)の業務を遂行する。
- (3) 事業部は、連盟の諸事業の企画・運営、球場設備管理に関する業務を遂行する。
- (4) 審判部は、審判部会を組織し、連盟が開催する大会における試合、審判に関する一切の権限を有する。また、連盟の大会規則を所管する。  
講習会等を企画・実施し、連盟の審判員育成に努める。

## 第9章 附 則

第30条 本規約の改正は、総会の決議を経なければならない。

第31条 本規約執行は、別途定める大会規程による。

- (1) 大会に関する事項は、別途定める浦安市少年野球大会特別規則による。
- (2) 審判部会に関する事項は、別途定める審判部規程による。

第32条 本規程は、昭和54年4月1日より施行する。

第33条 令和2年3月24日一部改正する。